

＼詳細はこちら／



市長選
特設ページ

#伝えなきゃこの想い

松本市長選挙 3.17

エクセラン高等学校 黒板アート

●問い合わせ 選挙管理委員会事務局 (☎34-3230 ㊚39-1160)

投票できる方

松本市の選挙人名簿に登録された方で、次のいずれにも該当する方が投票できます。

- 日本国民で、18歳以上（平成18年3月18日以前に出生）の方
- 令和5年12月9日以前から松本市に住民登録のある方

※投票前に市外に転出された方は投票できません。

投票日当日の投票

投票できる場所

市内には73の投票区（投票所）があります。投票所はお住まいの住所または町会により指定されます。世帯主あてに郵送する「選挙のお知らせ（投票所入場券）」でご自分の投票所をご確認ください。

投票できる時間

午前7時～午後8時（一部終了時刻が異なります。投票所入場券をご確認ください。）

投票所入場券を
ご確認ください

市内で住所を異動された方

- 令和6年2月22日(木)までに転居届を提出 → 転居後の投票所で投票
- 令和6年2月26日(月)以降に転居届を提出 → 転居前の投票所で投票



期日前投票

投票日当日にご都合のつかない方は、期日前投票をご利用ください。期日前投票期間中は、以下の期日前投票所のどこでも投票できます。

開設場所	期間	時間
市役所東庁舎、なんぷくプラザ、 長野県松本合同庁舎、松本バスターミナル	3月11日(月)～16日(土)	午前8時30分～午後8時
市役所四賀支所、市役所梓川支所、 市役所波田支所、寿公民館、笹賀公民館	3月14日(木)～16日(土)	午前8時30分～午後7時
市役所安曇支所、奈川文化センター夢の森		午前8時30分～午後6時
移動期日前投票 (四賀・安曇・奈川地区) 	3月11日(月)・12日(火)	開設場所・時間など 詳細はホームページ参照

不在者投票制度

不在者投票の手続きには時間がかかるため、早めにお手続きください。
詳細は、市ホームページをご覧ください。選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

滞在地での不在者投票

選挙期間中に**仕事や旅行などで市外の市区町村に滞在している方**は、滞在先の市区町村の選挙管理委員会で、不在者投票ができます。

投票の仕方

- ① 郵送、窓口、オンライン申請のいずれかの方法により、選挙管理委員会へ投票用紙などを請求
- ② 投票用紙などが郵送されてくるので、受け取る
- ③ 最寄りの選挙管理委員会へ持参し、投票



病院や老人ホームでの不在者投票

都道府県の選挙管理委員会が指定した病院や老人ホームなどに入院・入所中の方は、施設内で不在者投票ができます。詳細は、各施設にご確認ください。

郵便等による不在者投票

右のいずれかに該当する方は、自宅などで投票用紙に記載して郵送する不在者投票ができます。

この制度を利用するには、事前に選挙管理委員会へ申請し、「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要があります。

※右の要件に該当し、かつ視覚や上肢機能の障がいがある方は、障がいの程度により、代理記載人が投票用紙へ代筆できる場合があります。詳細は、選挙管理委員会へお問い合わせください。

① 身体障害者手帳の交付を受けている方

両下肢、体幹、移動機能の障がい	1級・2級
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい	1級・3級
免疫、肝臓の障がい	1級・2級・3級

② 戦傷病者手帳の交付を受けている方

両下肢、体幹の障がい	特別項症・第1項症・第2項症
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がい	特別項症・第1項症・第2項症・第3項症

③ 介護保険の要介護者で要介護5の認定を受けている方

選挙公報

候補者の政見などを掲載した選挙公報は、投票日当日2日前までに新聞折り込みでお届けします。市役所や地域づくりセンターなどの窓口にも置いてあります。郵送を希望する場合は、選挙管理委員会へご連絡ください。市ホームページからもご覧いただけます。



このまちは、たくさんの想いでできている

市長選ムービー 公開中！

市公式 YouTube



エクセラン高等学校の皆さんが、自分たちが作りたい松本の未来を「黒板アート」で描きました。ぜひ、ご覧ください。

